# 札幌市一般任期付職員採用選考案内

令和4年5月30日

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課

● 採用予定日 : 令和4年10月1日(土)以降

● 受 付 期 間 : 令和4年5月30日(月)~令和4年6月26日(日)【必着】

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課

札幌市一般任期付職員採用選考を次のとおり行います。

# 求める人物像

- ◆ 民間企業等で培われた経験やノウハウを札幌・北海道のスタートアップ・エコシステムの形成促進に向けた企画および実行にいかせる方
- ◆ スタートアップや道内外のスタートアップ支援者を含む関係者等と幅広く良好な 関係を構築できる高いコミュニケーション能力を持った方
- ◆ 札幌・北海道から世界を変えるスタートアップを生み出すため、本気で私たちと一緒に取り組んでいただける方

# 1 募集内容

採用区分	募集人数	主な職務
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 イノベーション推進課 スタートアップ 推進担当係長 (一般任期付職員)	1名	「札幌・北海道におけるスタートアップ・エコシステムの形成促進に向けたイノベーション創出拠点の開設やスタートアップの集積・成長支援に関する企画および実行等」・イノベーション創出拠点の整備と運営支援・札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会の運営(札幌・北海道における大学や行政機関、民間事業者などとの関係構築によるエコシステムの形成促進)・札幌・北海道へのスタートアップや各種支援者の誘致等による集積等

## 2 任期

令和4年10月1日以降から令和7年3月31日まで

※ただし、採用日から5年間を超えない範囲内で、本人の同意を得て更新する場合があります。

## 3 応募資格

- (1) I T事業・スタートアップに関する知識があり、スタートアップと関わる事業を実施 した経験がある、プロジェクトマネジメントができる方
- (2) 地方公務員法第16条の各号いずれかに該当しない方
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくな るまでの方
  - ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
    - ※学歷不問
    - ※経験していた業界は問いません

## 4 選考方法

(1) 第1次選考

履歴書による書類選考

(2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、WEBによる課題選考 ※課題を提示し、WEB上での提出、選考を想定

(3) 第3次選考

第2次選考合格者に対して、WEB面接により実施します。

(4) 最終選考

第3次選考合格者に対して、WEB面接により実施します。

# 5 応募手続き

申込方法	募集サイト (https://www.enjapan.com/project/sapporo_2205/) にて、応募してください。	
受付期間	令和4年5月30日(月)~令和4年6月26日(日)【必着】	

## 6 合格発表

- (1) 第1次選考の結果については、令和4年7月8日(金)(予定)までに電子メールで 合否通知をするとともに、札幌市公式 HP上で合格者の受験番号を発表いたします。 また、合格者には、併せて第2次選考となる課題とWEBでの回答方法を通知します。
- (2) 第2次選考の結果については、7月22日(金)(予定)までに(1)と同様の方法で通

知及び発表します。合格者には、併せて第3次選考実施の日時及び方法を通知します。

- (3) 第3次選考の結果については、8月12日(金)(予定)までに(1)と同様の方法で通知及び発表します。合格者には、併せて最終選考実施の日時及び方法を通知します。
- (4) 最終選考の結果及び採用結果については、8月31日(水)(予定)までに(1)と同様 の方法で通知及び発表します。
- (5) 上記各選考の結果通知期日までに通知がない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

## 7 採用について

(1) 勤務形態

勤務時間 8時45分~17時15分(休憩時間12時15分~13時00分) ※時差出勤制度あり

▮ ▮ ▮ ▮ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

体 暇 年次有給休暇(令和4年10月1日採用の場合は10日付与、令和5・ 6年度は20日付与)、特別休暇(結婚、忌引、出産等)、介護休暇、病 気休暇

雇用形態 常勤職員(一般任期付職員) ※原則、週5日勤務となります。

勤務地 札幌市役所/北海道札幌市中央区北1条西2丁目

## (2) 給与

「札幌市職員給与条例」の規定に基づき、知識経験等に応じて給与月額を決定します。 令和4年1月1日現在の給与等は次のとおりです。令和4年度については変更される 場合があります。

例) 35歳

給与月額 305,000円程度(地域手当込み)

年 収 520万円程度

- ※初任給は従事していた職務内容を勘案のうえ、決定されます。職務内容によっては、 上記例を下回ります。
- ※上記の年収の例には給料、地域手当、期末・勤勉手当(令和3年度実績4.3月)、 寒冷地手当(単身)が含まれています。ただし、初年度の期末・勤勉手当は勤務開 始日に応じて割り落としされます。
- ※上記のほか、支給要件に該当する方には、通勤手当、扶養手当、住居手当などの諸 手当が支給されます。

## 8 その他

- (1) 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- (2) 選考に際して市が収集する個人情報は選考及び任用手続きのみに使用します。

- (3) 最終合格者については、任用に際して略歴等を公表することがあります。
- (4) 最終合格後、実務経験期間確認のため、在職証明書等の提出をお願いすることがあります。

## 9 問い合わせ

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課

Tel 011-211-2379 (直通)

Mail startup@city.sapporo.jp

受付時間:月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の8時45分から17時15分